

令和3年第1回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	令和3年3月1日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和3年3月5日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和3年3月5日	13時55分	議長	品川義則	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び	1番	中村絵理	出	8番	河野保久	出
出席並びに	2番	天本勉	出	9番	重松一徳	出
欠席議員	3番	松石健児	出	10番	鳥飼勝美	出
出席12名	4番	大久保由美子	出	11番	大山勝代	出
欠席0名	5番	末次明	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	栗野久明	出	13番	品川義則	出
会議録署名議員	6番	栗野久明		8番	河野保久	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田和彦		(係長) 長野周次		(書記) 川添紫	
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	松田一也	産業振興課長		柳島一清	
	副町長	酒井英良	まちづくり課長		井上信治	
	教育長	柴田昌範	定住促進課長		亀山博史	
	総務企画課長	熊本弘樹	建設課長		古賀浩	
	財政課長	平野裕志	会計管理者		酒井智明	
	税務課長	寺崎博文	教育学習課長		井上克哉	
	住民課長	毛利博司	こども課保育園長		佐藤定行	
	健康増進課長	中牟田文明	産業振興課参事		山本賢子	
福祉課長	吉田茂喜	まちづくり課図書館長		城本直子		
こども課長	今泉雅己					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		追加議案上程 提案理由説明 (議案第14号、議案第15号)
日程第2	議案第1号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について
日程第3	議案第2号	基山町職員の旅費に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第3号	基山町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部改 正について
日程第5	議案第4号	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第6	議案第5号	佐賀県市町総合事務組合理約の変更について
日程第7	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度基山町一 般会計補正予算(第8号))
日程第8	議案第6号	令和2年度基山町一般会計補正予算(第9号)
日程第9	議案第7号	令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)
日程第10	議案第8号	令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3 号)
日程第11	議案第9号	令和2年度基山町下水道事業会計補正予算(第5号)
日程第12	議案第14号	令和2年度基山町一般会計補正予算(第10号)
日程第13	議案第10号	令和3年度基山町一般会計予算
日程第14	議案第11号	令和3年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第15	議案第12号	令和3年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第16	議案第13号	令和3年度基山町下水道事業会計予算
日程第17	議案第15号	令和3年度基山町一般会計補正予算(第1号)
日程第18	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第19	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第20	報告第1号	基山町土地開発公社の事業報告について
日程第21		委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより直ちに開議します。

日程第1 追加議案上程 提案理由説明

○議長（品川義則君）

日程第1. 追加議案上程、議案第14号、議案第15号の提案理由の説明を議題とします。
この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。

それでは、令和3年第1回定例議会に付議いたします追加議案について提案理由を御説明申し上げます。

今回の追加議案は、令和2年度補正予算案件1件、令和3年度補正予算案件1件を上程いたしております。

それでは、提案理由の説明をいたします。

まず、議案第14号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第10号）についてでございます。
今回、補正予算として1,984万4,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも106億2,992万1,000円となります。

内容については、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費及び若基小学校校舎大規模改造事業の工事費などを増額するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明いたします。

次に、議案第15号 令和3年度基山町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。
今回、補正予算として1億1,539万円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも71億5,603万1,000円となります。

内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に、担当課長の詳細説明を求めます。

議案第14号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、議案第14号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第10号）につきまして説明をさせていただきます。

追加の議案書1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ1,984万4,000円を追加し、予算総額を106億2,992万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表. 歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、14款. 国庫支出金を4,746万4,000円増額し、18款. 繰入金に1,052万円、21款. 町債に1,710万円の減額をお願いしております。

3ページをお願いいたします。

歳出につきましては、3款. 民生費に426万4,000円、4款. 衛生費に982万3,000円、10款. 教育費に1,637万5,000円を増額し、5款. 労働費に375万円、8款. 土木費に487万4,000円の減額をお願いしております。また、予備費を289万1,000円減額し、調整を凶らせていただいております。

4ページをお願いいたします。

第2表. 繰越明許費でございます。

年度内に事業完了が見込めないものにつきまして10件、2,457万1,000円の設定をお願いしております。

額の大きなもので申し上げますと、10款. 教育費、2項. 小学校費で、国の補正予算での採択を受け実施する若基小学校の体育館トイレ改修に係る校舎大規模改造事業として1,678万9,000円の設定をお願いしております。

そのほかにつきましては、これまでに計画をしております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で年度内に完了が見込めないものについて設定をお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

第3表. 地方債補正でございます。

学校教育施設等整備事業では、2,530万円の減額をお願いしております。これは、総合体育館武道場の空調設備整備事業の補助裏に臨時交付金が充当できることになりましたので、起債を取り下げるものでございます。

次に、若基小学校校舎大規模改造事業に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業820万円の増額をお願いしております。

次に、事項別明細書により説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入、14款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、2目. 衛生費国庫補助金、1節. 保健衛生費補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金446万4,000円の増額をお願いしております。ワクチン接種に向けた体制の整備に係るものでございます。

次に、4目. 教育費国庫補助金、1節. 小学校費補助金、学校施設環境改善交付金418万4,000円の増額をお願いしております。若基小学校校舎大規模改造工事を行うためのものでございます。

次に、8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,881万6,000円の増額をお願いしております。これは、国からの3次配分の一部であり、令和2年度事業として取り組むためのものでございます。

4ページをお願いいたします。

18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、10目1節. ふるさと応援寄附基金繰入金に1,052万円の減額をお願いしております。財源調整を図らせていただいております。このふるさと応援寄附基金繰入金の充当事業一覧につきましては、追加の議案資料令和2年度予算関係のほうの3ページのほうに掲載をいたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

21款. 町債につきましては、第3表. 地方債補正でご説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして、歳出でございます。歳出では、これまでの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について、新たな事業の追加や実績見込みによる不用額の整理、あわせて臨時交付金及び基金の充当の整理を行っております。

それ以外の部分で主なものをご説明したいと思います。

6 ページをお願いいたします。

2 款. 総務費、1 項. 総務管理費、6 目. 企画費、19 節. 負担金補助及び交付金に、甘木鉄道運行維持対策事業負担金89万7,000円の増額をお願いしております。新型コロナウイルス感染症の影響による減収に対する支援でございます。

7 ページをお願いいたします。

3 款. 民生費、1 項. 社会福祉費、1 目. 社会福祉総務費、19 節. 負担金補助及び交付金に、生活保護受給世帯等に対する生活支援のための生活支援福祉給付金261万円の追加をお願いしております。

8 ページをお願いいたします。

2 項. 児童福祉費、3 目. ひとり親福祉費、19 節. 負担金補助及び交付金に、ひとり親家庭に対する生活支援のため、児童扶養手当世帯支援給付金200万円の追加をお願いしております。

9 ページをお願いいたします。

4 款. 衛生費、1 項. 保健衛生費、1 目. 保健衛生総務費、19 節. 負担金補助及び交付金では、休日における発熱者の外来受診に対応するため、休日救急医療事業負担金に535万9,000円の増額をお願いしております。

次に、2 目. 予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制整備に係るものを計上しております。配送用の保冷バッグや推進室の事務用品などの消耗品、電話機の増設やパソコン、机、椅子などの備品購入費など、合計で446万4,000円の増額をしております。

14 ページをお願いいたします。

10 款. 教育費、2 項. 小学校費、2 目. 若基小学校管理費では、体育館トイレの改修を行う若基小学校校舎大規模改造事業として、13 節. 委託料に実施設計・監理業務委託料325万9,000円、15 節. 工事請負費に1,353万円の追加をお願いしております。

18 ページをお願いいたします。

最後に、14 款. 予備費でございます。今回、289万1,000円を減額し、調整を図らせていただいております。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業につきましては、事業一覧のほうを追加議案資料、令和2年度予算関係の4 ページから6 ページに掲載をいたしております。

ますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、令和2年度基山町一般会計補正予算（第10号）の説明を終わらせていただきます。
よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

詳細説明が終わりましたので、ここで9時50分まで休憩いたします。

～午前9時42分 休憩～

～午前9時50分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程第2 議案第1号

○議長（品川義則君）

日程第2．議案第1号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第1号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第2号

○議長（品川義則君）

日程第3．議案第2号 基山町職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございますか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

おはようございます。

議案第2号のこの旅費の条例の一部改正についてですけれども、私がよく把握していないのか、もしそうであれば申し訳ないんですけれども、この旅費の条例の一部を改正するまでの経緯がちょっとあやふやで、私は理解できていないんですけれども、ここに至るまでの経緯をもうちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今回の改正につきましては、提案理由のほうでも少し御説明をさせていただきましたけれども、令和3年度に、具体的に申し上げますと農林水産省になりますけれども、こちらの本省と基山町の職員と人事交流ということで、割愛によってそれぞれの職員となるようになっております。そういった中で、国のほうではもう既にこの赴任旅費というのが規定されておりますので、基山町から赴任いたします職員につきましては、国の基準に基づきまして支払われることとなっております。

一方で、国のほうから来られる分については、基山町のほうにはそういった規定がございませんので、今回新たに規定をさせていただいて赴任旅費という形で、いわゆる引っ越し費用であったり、こちらに赴任するまでの旅費であったり、そういったところを支払うために条例改正をさせていただくものでございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

御説明をありがとうございます。

それで、もう一つお尋ねしたいんですけれども、これは国家公務員に限定されているのではないかなと。もしかして今後、例えば地方自治体との交流とか、そういうことで赴任をされてくる方たちがもし今後出てきたとすれば、そのときはまた別個に地方自治体、例えば東北のほうとか北海道とか遠いところがある可能性があるとするれば、そのときはまたこの条例をもう1個改正するということになるんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

今、既に人事交流という形で、現在でいけば佐賀県のほうに1名、それから小都市のほうとは人事交流という形で1名派遣いたしておりますけれども、その分につきましては、特に居所を変えたりというところがございますので、こういった規定を設けておりません。

今、議員がおっしゃったような、例えば東北であったりとか北海道であったりとか、九州でも居所を変えるような人事交流をすることになればそういったこともあります、通常は研修という形になりますので、この条例ではないいわゆる旅費としてお支払いをするといった形になりますし、また、今のところそういったところを想定いたしておりませんので、そ

ういったところが出てきましたら改めて内部で詰めさせていただいて、そういった割愛的な形で人事交流をしなければならないというようなことが発生すれば、改めて条例を改正して、当然予算も伴ってまいりますので、そのときにお願いするということになると考えております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

もう一つ私が教えていただきたいのが、どうもこの第6条の、これは国のものをそのまま持ってこられたと思うんですけども、「及び交通費」を「交通費、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」とあるんですが、この着後手当というのをちょっと教えていただいてよろしいですか。どういうものなのか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

着後手当と申しますのは、今回の場合は本州でございますので関東地方からになると思いますが、引っ越しをされたときに、そのまますぐにアパート等に入れば必要もないかもしれませんが、基本的には仮住まいというか、ホテルをお借りしてそういった引っ越しの準備なり、事前にこちらのほうに赴任されたりということになりますので、そういった部分での宿泊費、それからそれに相当する日当分をお支払いするというものでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

松田町長にお伺いいたします。

人事交流については歓迎するんですけども、住居の移動が伴う赴任は旅費、それから住宅、家族の帯同とか、今回の条文の中に入っておりますいろんな経費がかかるんです。こういうコロナ禍の時期の人事交流であれば、基山町にとってのそれなりの意義とメリットがなければなりませんけれども、それをきちんとまた町民に示さなければいけません、町長のお考えをお示してください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

これまで国との人事交流は今もやっております経済産業省の出先機関であります九州経産局、そして、過去にあった例といたしましては、財務省の出先機関であります福岡財務支局との交流をやったところでございます。今回の交流は、形としてはこれと全く同じものでございます。お互いにそれぞれの身分をそれぞれに渡し合って、来る人は基山町の職員として、そして行く人は国家公務員になるという、そういう形は全く一緒でございます。

今回、農業の関係での話が参りましたので、まずは、これは実は毎年募集が来ているんですが、希望者が毎年出ておりません。今回初めて、ぜひ頑張りたいという若手職員が出てまいりましたので、我々としては九州農政局、いわゆる熊本県のほうに行くのではないかとというふうに思ったところ、もともと熊本県もしくは東京都というふうには書いてあったんですけども、ぜひ東京都のほうに来てほしいし、農水省からまた若手のばりばりを出したいと思うので、そういう交流をというふうな、そういうことがございましたので、新型コロナ期ではあります。それから、本人にももちろん熊本県ではなくて東京都になりそうだけれども大丈夫かという話もして、ぜひ頑張りたいという、そういうことがありましたもので、これはまず人材育成にもなりますし、それから農水省のまさに最前線の若手が基山町に来てくれることは、単に農業分野だけではなくてほかの分野においても活躍していただけるのではないかと思いますので、まさにウィン・ウインの関係になるのではないかとということで考えたところでございます。

ただ、そのときに唯一問題として残っていたのが、これは熊本県でも同じことが起こっています。なぜならば、赴任旅費は必ず熊本県でも出ますので、今までが福岡県だけだったのでそういうものがなかったんですけども、今回、だから農水省とやった場合は必ず東京ではなくても熊本県から必ずそれが必要だったんですけども、今回東京都からでございますので、その規定がうちのほうにはないので、だから今回払うのは、東京都から来る人がうちの身分になってくるので、うちとして払うということで、逆にうちから行く人間は、もう農水省の人間になるわけですから、農水省から東京都に行く手当が出るという、そういう形になります。もちろん国はそういうのはきちんとしていますので、きちんとした赴任手当等々が農水省から支給されるということになります。今回は向こうから、東京都から来る農水省の職員の者についてという、そういうことになるわけでございます。

コロナ禍ということで、何でもかんでもやっぱりチャンスで、逆に言えば来年また若手の人間、同じ人間が手を挙げてくれるかどうか分かりませんので、うちにとってはこれはいいチャンスだというふうに考えて、今回人事交流をさせていただいたところでございます。もちろんこれにとどまらず、ほかのことが必要になれば当然考えられますが、先ほど自治体で東北の話がありましたけれども、多分東北というのは震災をイメージされたと思いますが、そういうことでございますので、向こうから来る場合だけが今の適用になりますもので、東北から基山町に来られるという可能性は非常に少ないというふうに思います。逆に、基山町がいろいろな災害のときに出すような場合は、決して相手の職員になるのではなくてこちらの職員として出すわけですから、そういう規定の変更等は必要ないということになるわけでございます。

あと、民間という話もあるかもしれませんが、民間ですと交流法でまた別の、そもそもそれ自体の条例をつくらなければいけませんので、旅費だけの規定を変えるということではございませんので、今回一緒にすることは無理ということでございます。将来的には民間との交流も考えなければいけないと思うので、そういう条例、全く別の条例をつくっていかねばいけないというふうになると理解しております。

言いたいのは、決して無理矢理行かせているわけでもなく、本人の希望の中でウィン・ウインの関係で基山町がプラスになる。しかも、今回の一般質問でも農業が弱いという話が出ておりますので、私も弱いと思いますので、そういう意味では強い味方が来てくれるということで、今一応名前が来ましたので、非常に若くて頑張れそうな男性が来てくれますので、そういう意味では期待しているところでございますので、議員の皆様方にもぜひ御理解いただいて、一緒に来てくれる農水省の人間を基山町のために一緒に働いていただけるようにしていただくとうれしいなというふうに思っているところでございます。どうぞ御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

人事交流は、こっちから行っていただく方については、ある意味若い職員ということですが、投資といいますか、期待して出していくわけですがけれども、期待どおりに帰ってきてくれるかどうかというのは非常に難しいところではあると思いますけれども、町長の御経験な

どからして、今度こちらから出かける職員に対してどういう言葉をかけて、どういうふうにして帰ってきていただきたいというふうに思っておりますか。どういう形で最終的な姿としては帰ってくるのが一番望ましいと思っておりますでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私はどういう仕事をやっていたかという、九州のいわゆる経産省の人と本省を交代させる人事とか、それから自治体と国を交代させる人事等をしていました。これは、はっきり言うと全てが成功したわけではありません。やっぱり必ずうまくいかない、期待したとおりにならないケースもあります。その最たるものは、向こうで一番最たるものは、向こうで気に入られて向こうに取り込まれてしまうということが、まず最たるものとしてあります。うまく機能しないのならまだいいのですが、それがまず最たるもので、そういう例は特に若手のエース級を送り込んだときにそれになると、非常にショックを受けた記憶もあります。逆に、自治体とかで送り込んだ人間がすごく気に入られて、もう帰ってこなくて向こうの人になったような例もあります。

でも、大体7割から8割ぐらいは、お互いにウィン・ウィンで素晴らしい結果が出てきていると思いますので、行く職員に対しては、まずは広い見地を持つチャンスになるということ、それから役場の職員の方々と話して一番あれなのは、国の、例えば本省とかに電話をかけたりすることをすごくちゅうちょする人が多いんです。もう本当に、国の人なんて一番電話をかけやすいんです。という話で、今どんどんかけるように、それこそ昨日もある課長にかけなさいと言ったら、かけたら簡単に答えが返ってきて、ほらそうやろうがというそういう話があるので、やっぱり行くとそこが分かるんです。そんなに敷居が高くもないし、恐れる必要もない。そこはすごくその人にとってプラスになるというふうに思います。

それから、やっぱりいろんな人材が全国から集まっていますので、そういった人材との交流をやるというのもすごくその人の人生にとっては素晴らしいことになるというふうに思いますので、そういう交流をきちんとやること。ただし、やっぱり仕事はハードだと思いますので、体調面の注意を十分にすることを言いたいし、東京に行くたびに顔色は見に行きたいというふうに思います。やっぱり体調というのは非常に、健康というのは大事なので、そのあたりは十分に出すほうが気をつけなければいけないというふうに思っておりますので、

その2点、交流を広めることと、健康面に注意することを私のほうからは伝えたいというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

旅費のあれですね。私町長に、今説明がありました。今分かりました、やっど。今、議案審議のこの段階でしか町長からこの条例改正の理由は聞いていないんです。何で全員協議会、こういう職員の大事な人事交流とは、議会に対して事前に何で説明をされなかったのか。議案審議で質問があつて、こういうことであります。この大事な人事交流、私も必要だと思います。それを議会に対して、町長、説明責任がこの頃おろそかになっているのはいませんか。総務企画課長も副町長もしかりです。全員協議会で全部あつています。ちよろちよろつと議運のときに言われただけです、説明があつたから。だから、こういう大事な条例を出すならば、事前に議会に対して説明をする責務があると思いますけれども、町長は全くないという考えで、今質問があつたから答えられたと。私たちは今しか分かっていないんです。町長に対して、議会に対する、住民代表である議員に対してのこんな大事な人事交流、職員の一生に関わるような人事交流の大事な旅費規程の改正を全く議会に説明がなかったと。今初めて質問があつてから町長が答えられましたけれども、こういうことは今後ないようにお願いします。

それにつきまして、二、三、この条例改正について質問します。

そもそも今回のこの条例改正は、特定の人事交流、国家公務員との人事交流に関してのことを主眼とした改正になっています。そもそも基山町の職員の旅費規程というのは、全ての基山町の職員に対して、全体に対して適用する条例ですよ、旅費条例。特に指定したいのは、第2条に、本町の要請により国家公務員からと。何でそこで限定するんですか。この規程をつくっている市町村は、私も相当調べたけれども、こういうものをつくっているところはありません。強いて言えば、国家公務員等に対する旅費規程、これには赴任とは新たに採用された職員がその採用に伴う移転のために要したことが赴任ですと。うちのこの条例改正案では、新たに基山町の要請により国家公務員から基山町職員になった者だけのことを書いてあるんです。だから、これは全然関係ないんです。新たに採用された職員が、職員となったときでよかったんです。佐賀県の旅費規程にも、赴任とは新たに採用された職員がその職

員採用に伴う移転のためにしたことを赴任と入っています。何でここに国家公務員というのを限定する必要があるんですか。これは削除すべきです。先ほど中村議員が言われたような東北とか、全国の地方公共団体どこからでも適用できるような条例改正をすべきです。だから、何でここに国家。それは町長は国家公務員との人事交流というのが頭の中にあるから、総務企画課長も頭に入っているけれども、新たに国家公務員からというこういう事項を入れる必要はないし、入れるのはおかしいんです。どこの市町村にもないです。何でここに入れる必要があるのか。これは新たに基山町の職員に採用された職員と言えればいいことであって、あえてこれを国家公務員と入れるのは、基山町の旅費条例の解釈を大きく誤った措置と思います。

それと別表、移転手当。移転手当は1つしかないです。国家公務員の移転手当は級別にあるんです。総理大臣から特別職から。区分が、指定職、6級以上、4級、3級以下、4段階にあるんです、移転料の。これは1つしかないです。ということは、20代の若手が国家公務員から基山町職員になるからその分だけしかしていないということでしょう。極端な話、部長職として上級のほうから来るときに。だからこれも3段階、4段階書いておけば、つくっておけばいいんです。町長、総務企画課長の考えもその特定の国家公務員というのを前提にこの条例改正をしているから、全く合わないような改正案になっていると。

だから私が言いたいのは、国家公務員を削除すべきということと、別表第2のこれは全部網羅すべきと。旅費日当とかと同じように。何かありましたら。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、第2条の規程の部分でございますけれども、議員おっしゃいましたのは、こういった形でつくっている市町はないということでございますけれども、ここについてはいろいろな市町の条例を参考にさせていただきましたので、決してないということはありません。

それから、もともと本町の要請によりということを入れないと、例えば今、国家公務員をされておって、うちの試験をたまたま受けられて、今度例えば採用することとなったときには、その方にも例えば関東とか関西にいらっしゃれば、お支払いすることとなります。しかしながら、これまで例えば新規職員を採用したときも、そもそもが基山町の場合は、例えば転勤とかそういった想定もございませんので、採用したときにそういった移転手当というの

を支払った実績もございませんので、そういった限定的なことをさせていただいたというところでございます。

また、市町村によりましては、例えば今回農林水産省との人事交流ということでございますけれども、そういった限定的な農林水産省との人事交流に関するそういった支払いの条例をつくられているところもございます。

そういった中で、今のところ想定しておりますのが国家公務員でございますので、そういった形で規定をさせていただいたというところでございます。

それから別表のほうでございますが、確かに議員おっしゃるような考え方もございますけれども、あくまでも今回つくりましたのは人事交流で、そういった中でも国が要請した部分とさせていただいておりますので、そういった規定をさせていただいております。もしそういったところが必要になれば、先ほど中村議員のときにも申し上げましたけれども、改めてまた予算等も上程する必要もございますので、そういったときに改正をさせていただきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

総務企画課長が言い訳を一生懸命やっていますけれども、そもそも、だから、頭の中にはもう国家公務員という特定の人のための赴任手当が必要だからということで前提で書いてあるんです。そもそも基山町の旅費条例というのは、全部の職員がこれを見れば全部それに該当すると。それで旅費を支払うというふうなものが旅費規程なんです。筑紫野市からずっと福岡市とか佐賀県とかを見ていました。国家公務員と書いてあるのはどこかあるかなと一生懸命見つけました。1つだけありました。福岡市の職員の旅費規程にこう書いてあります。赴任手当は、新たに採用された市職員のうち本市の要請により国家公務員または他の地方公共団体の職員に赴任手当を払うと。だから、国家公務員と書くならば他の地方公共団体にも書くし、佐賀県の子国家公務員の旅費規程については、新たに職員になった者と。それはいいんです、それで。何らそこに国家公務員と書く必要は何もないんです。

そうすることで、総務企画課長は1つ言ったけれども、本当はそういう頭だった場合は、特定の人のための特例条例をつくれればいいんです。だから特例条例と旅費規程が一緒になっているから変なことになって、本当は、先ほどちらっと総務企画課長が言ったように、この

国家公務員の今度人事交流する人のための特例条例をつくれればいいんです。余りあれですけども。

そういうことで、国家公務員の規定の削除と別表の等級をつくることを要求といいますか、質問して終わります。総務企画課長、さっきから何か言いたそうですけども、何かありましたら。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

例えば、県内で申し上げると玄海町も、どちらかという佐賀県との割愛による人事交流をされております。あその条例については、佐賀県とということを書いてありますし、ある意味、先ほど鳥飼議員がおっしゃったような、例えば国家公務員及び地方公共団体というふうな規定をされているところもございます。ただし、現在としては、今うちのほうで想定をしておりますのは、先ほどから町長も申し上げましたように国家公務員とのそういった割愛による人事交流というのを想定しておりますので、今回の旅費規程については国家公務員というふうに限定をさせていただいております。

ほかの地方公共団体との交流については、今のところ研修という形でございますので、籍はそのまま、例えば基山町から佐賀県に行ったときにも、基山町に籍を置きながら研修という形で併任の辞令をかけておるといような状況でございますので、現状としては国家公務員として限定をさせていただいて特に問題があるとは考えておりません。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、鳥飼議員の御発言の中に上級という言葉が出てまいりましたけれども、もう今は上級とかというのはございませんので、今はまず第一種に変わって、今は総合職という呼び方になっておりますので、御注意いただいたほうでいいのではないかと思います。ちなみに、今回来るのはその総合職が参りますけれども。

ただ、決まったのがつい最近なんです。この人事、では事前にそういうのを諮れと言われてますが、要望を出したときには議会に言うんですか。だけれども、うまくいかない可能性のほうが高いですよ。それから、これまで経産局と人事交流をやっているときに、今回でも

柳島さんが来るときに、そんなに事前に説明した記憶は全くないので、今回たまたま旅費規程をいじらなければいけないということになっているかもしれませんが、それは全協で説明しておけばよかった、全協では説明したんだっけね。（「していません」の声あり）だから、今後もしこういうことがあったら、全協で説明させていただくことぐらいがぎりぎりだと思います。人事交流というのはそんなに簡単なものではないので、だからそこはぜひ、それこそ人事も担当されていたこともあると思いますので、国との人事交流はそんなに簡単ではないというのはよくお分かりだと思いますので、そこらあたりは十分御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

結局この条例を改正する、私は提案理由はこれで納得するんです。そうだろうなと。しかし、この条例の一部改正については、やっぱり公の条例ですから、特例条例ではないですから、やっぱり皆さんが納得するような条例にしなければならないと。だから、やっぱり新たに採用された職員が、その採用に伴う移転のための住居もしくはという文章でなぜできないのかと。鳥飼議員が言われている国家公務員に限定する必要はないと、私もそういうふうに思います。ここを国家公務員に限定しなければ、この人事交流ができないというわけではないでしょう。先ほどほかの議員も言われたように、今から先はいろんなことが想定できるならば、想定できるように、今のうちから条例を私はきちんとしておいたほうが良いというふうに思います。

それから、先ほどから、若手の職員が手を挙げてと言われました。こういう人事交流は今までも派遣という形でされた部分はたくさん、出張とかでされた部分はあるかと思いますが、大体こういう国からとか来る場合、期間は大体どれぐらいになるのかと。最初からそれはもう決まっているんだろうなと思うんですけども。それと、もう一つは、第19条、移転に係る実費の範囲内で町長が必要と認める額を支給することができる。例えば赴任とかなんとかでかかる費用というのは、町長が認める額というふうな表現を私は余り入れるべきではないと。きちんとしてやっぱり条例の中で全部、移転料から含めて書いてありますから、そういうふうにあやふやな表現というのを私はすべきではないというのが1点。

それと、先ほどから別表第2についてあります。それこそこれは移転料の関係です。今時、

昔の、それこそこれは明治時代ではないんですけれども、そういうふうな規定の仕方とかそのままこれは国がこうしているからという中身でしょうけれども、鉄道2,000キロメートル以上とかという、こういう根拠しか今はないんですか。それこそこういうのはある程度……

（「上位法」の声あり）上位法でしかこれはもう規定できないですか。これは例えば基山町でつくろうとかというのはいないんですか。そこだけちょっと、最初に伺います。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まず、限定した職員についてでございますけれども、ただ単に新たに採用された職員というものの定義になりますと、先ほどの繰り返しになります、例えば新規採用した職員の居所が東京だった場合にもお支払いをするようになりますので、ただ、今までこういった形でお支払いもしていませんし、今後ともお支払いをするつもりがございませんので、あくまでも人事交流によって割愛をした場合というところの限定が必要でありましたので、そういった限定的な表現をさせていただいております。しかも、国家公務員に限定いたしましたのは、今のところ想定できる部分が国家公務員でございますし、今後そういったほかの部分が出てくるようであれば、こちらも繰り返しになりますが、また改めて条例を改正して皆様方に御審議いただければと考えておりましたので、今回こういった形でさせていただいております。

それから、期間についてでございますけれども、期間につきましては、基本的には2年間ということで想定をいたしておりますし、当初募集としてはそういった形で来ております。

それから最後に、表のほうでございますけれども、この部分につきましては、特に基準を定めることが非常に難しくございましたので、基山町の場合は、例えば給与表とかにつきましても国家公務員に準拠した形で規定をさせていただいております。そういったことから、国家公務員の旅費に関する部分を参考につくらせていただいておりますのでございます。

それからもう一つ、町長がこの額によりがたいときにはという表現がということでございますけれども、この改正をするときに国のほうに少しお尋ねをしたんですけれども、例えば今回別表に決めました金額、これが非常に難しいときがあると。実費がもうこの金額を上回っているときもあるということでございましたので、そういったときには実費相当額も支払うべきであろう、いわゆる赤字的なことが出てはいけないであろうということもございましたので、そういった例外的な取扱いができる規定も設けさせていただいたところでございま

す。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

最初、今の総務企画課長の説明で、今度は赴任の第2条の（2）の部分ですけれども、新たに採用された職員がというふうにすれば、例えば基山町が東京都の人を採用した場合、この基山町に赴任してくるという捉え方で、今最初に言われたんですか。そういうのも考えた。だから、例えば、先ほど言われたように、佐賀県とか佐賀市とか、私もほかの市町の条例なんかを見たんですけれども、新たに採用された職員が、その後すぐその採用に伴うという書き方はどこでも結構しているんです。しかし、今総務企画課長が言ったような解釈をしているところはありません。東京都の人を採用したから、東京都の人が基山町に来る、この転居料を含めてから赴任手当から支払うというふうな捉え方はしていないでしょう。常識的に。（「しています」の声あり）するんですか。今でもしているんですか。私はそこは分かりませんが。しかし、基山町が実際、例えば町職員として採用するという場合に、そういうことがあるのかどうかも私は分かりませんが、ではそれはそれで規定しておけばいいことではないですか。そういうのが実際にあるとすれば。それで、基山町がどういう職員を採用するかというのは、その時々首長の判断にもよりましようし、場合によっては、東京都の若手の職員でそれこそ基山町に来て職員として働きたいという人もいらっしゃるかもしれないなら、そういうのもこの中に入れておけば別に問題ないではないですか。

それから、例えば扶養親族というのは何なのかと、用語です。第2条は用語の説明です。用語の説明で今までは出張だけだったのに、赴任という説明を入れたと。では今回の場合は、扶養親族の移転料とか、では扶養親族とは一体何なのかということも実は用語の説明にはないです。

それと、一番私が知りたいのは、当初予算のほうを見ればこれは分かるのかどうか知りませんが、私が見ていても一体どれだけの、この人事交流によって基山町の出費が出てくるのかと。例えば、それこそ基山町に赴任してくる人はもう特定されているんだという言い方をされました。その方が例えば、こういうふうに扶養親族があるのかも私は知りませんが、人事交流によって基山町は幾ら歳出が増えるのかも含めて。人物とか誰とかというわけではないです。もう分っているから当初予算とかに入っているかも含めて、幾ら、こ

れは基山町の歳出は増えるんですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

少し先ほどの私の説明が悪かったのかもしれませんが、例えば人事交流以外で東京都から来られる方に対して、基山町は今のところ赴任手当を払っていることはございませんし、今後も払わせていただくことがないので、改めて限定的に取り扱わせていただいたということでございますので、少し御理解が違うようですのでよろしくお願いいたします。

それから、今のところまだ若うございまして単身ということで伺っておりますので、移転料、それから着後手当、旅費を含めて、今どこにお住まいかというのはちょっと分かりませんので、東京都からということで計算しまして予算額に直しますと50万6,000円程度が必要になるのではという考えであります。

○議長（品川義則君）

ほかに。酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

今回の旅費規程についてはちょっと限定しておりますけれども、今、この国家公務員という言葉がなくすと、そういう該当者には全て赴任手当を払うということになりますので、新規採用職員を雇った場合には、そういう例えば違うところに居所をして引っ越してきた場合はこういう赴任手当を払いますよということになります。ですから、そのほうが全体的には旅費の大きな改正になりますので、それは本当にどうするかというのを根本的に考えていく必要があると思いますので、今度は人事交流によって限定的に赴任手当をお支払いするというところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第2号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第3号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第3号 基山町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大山議員。

○11番（大山勝代君）

第3号の第1条中の「次に」のところで、「部落差別をはじめとする」という文言が出てきます。いろいろ資料を頂いてその辺を読んで、私の認識と少し違和感があるなどということで発言をしますけれども、なぜ今これがここ地方議会と申しますか、ここに出てきたのかというその背景などがあるのかというのが気になります。2002年に永久法と申しますか、同和の特措法は終了しているという私は認識をしていました。これが、平成28年にまた国会のほうでということ少し資料を調べたら、随分緊急に申すか、論議が、短い時間で衆議院で可決して参議院に回された。参議院でも、それに対してこういう法律は必要はないという議論もあって、最終的には附帯決議がつけられてようやく通過したという経過を知りました。そうしたら、そのこのところと、今この頭に、あらゆる差別というのはいっぱいあるわけで、そのあらゆる差別の中に部落差別もあるかもしれない。だけれども、今はもうないかもしれないというそういう状況の中で、なぜ頭に「部落差別をはじめとする」という文言が出てくるかが分かりませんので説明ください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かに法律そのものは平成28年に、今回お願いした根拠としている部分については制定がされておるところでございます。そういった中で、本町のほうでもそもそもが今あります条例が、あらゆる差別ということで、いろいろな差別、今回新たに追加をさせていただいておるようなそういった差別、それから一番タイムリーで言えばこの中、そういった部分もいろいろと差別があるわけでございます。ただ、その中でもこの部落差別につきましては、いろいろと活動をされている団体もございまして、今回、一昨年11月になりますけれども、そういった団体のほうからの要請もいただいたところでございます。そういった中で、当初私どもとしてはあらゆる差別という形で条例も定めさせていただいておりますので、そこに改めて入れることが必要なのかという検討もいろいろとさせていただきましたけれども、法律の趣旨等も考えたときに、改めてそういった人権を見直すというきっかけになればというこ

とで、今回そういった改正をさせていただいておりますし、特にこういった改正をするに当たっては、できれば地域でまとまった形でということもございましたので、少し郡内で協議もさせていただきましたところ、みやき町、それから上峰町もこの3月に改正をしていくということで、もう既に上峰町のほうは可決をされておまして、みやき町のほうも上程して議案審議をされているという状況でございますので、そういったところも踏まえて、今回改めてそういった文言も入れさせていただきながら、人権について考えていく機会となればということをお願いをさせていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

所管が私のほうですので、詳しくは所管のほうで論議をさせていただきたいと思えます。

○議長（品川義則君）

ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これは大変私は大事な部分でもあるというふうに思っています。今までが抽象的に書いてある部分もあったんですけども、この「部落差別をはじめとする」というふうな表現、私はこれ早くからすべきなんだと実は思っていました。なぜかという、歴史の中で歪曲されて、捉え方によっては物すごくこの部落差別の差別の実態というのは、それこそ江戸時代から含めてになるんでしょうけれども、あります。そこは私たちがともすれば忘れてしまう、ともすれば臭い物に蓋をせよというふうな言い方がされましたけれども、そういうふうな捉え方がされてしまった部分の中で、歴史的にやっぱりこの差別の悲惨さというのを見過ごした部分があるんだという中では、大変私はこれは有意義なものとして捉えています。

第5条で、やっぱり相談体制の充実に努めるんだという部分です。基山町の中で、こういう人権も含めて、差別問題も含めて、相談の窓口というのはどこになって、どこのどういうふうなところで。例えば国とか大きいところなんかは結構あるんですけども、基山町の中ではどういう体制になっているのか説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

人権に関しては、まず一義的な窓口としては総務企画課の文書法令係がそういった人権関係を担当しておりますので、そちらのほうで役場に御相談があったときには対応させていただいておるところでございます。そういったところで、実際の内容の相談に関しましては、今回また議案として人事案件として人権擁護委員の推薦にさせていただいておりますけれども、そういった人権に関する、特に法務局から任命された方々にそういった対応をさせていただいておりますし、特に今回承認をお願いしております1名の方につきましては、そういった人権関係にもかなり精通をさせていただいている方が見つかりましたので、そういった方をお願いをさせていただいておりますので、そういった方々に適切に相談を受けていただいていると考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第3号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第4号

○議長（品川義則君）

日程第5．議案第4号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

所管外ですので質問させていただきます。

ちょっと確認事項になってきますけれども、まず、この括弧書きの中にある中華人民共和国からの世界保健機関に対して人に伝染する能力を有するものとあります。通常判定するのに、熱が出てちょっと違和感を感じて保健所のほうに相談したりしながら、もしくは個人的に新型コロナウイルスにかかっているのかなど、PCR検査を受けますけれども、このPCR検査を受ければはっきりこの病気になっているということが分かるものでしょうか。そこのまず1点お願いします。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

今回のこの国民健康保険条例で傷病手当金というものをお出しするんですけれども、その傷病手当金を支給する対象者につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した方もですけれども、その疑いがある方で仕事をお休みする必要がある方というのも対象になっておりますので、必ずしも新型コロナウイルス感染症に感染している方だけが対象というわけではございません。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

この出しているものは、新型コロナウイルス以外もあるということですね。書き加えた理由はそういうことですか。

それから、この傷病手当金、これを申請する場合、条件が入っておれば、当然申請するか、要は届出が要るのか。そういったものはどのタイミングで、また本人が申請すべきなのか。そこら辺についてはどういった考え方になるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

改正前にもともと新型インフルエンザ等対策特別措置法に新型コロナウイルスの定義が書かれておりました。その定義というのが、改正後のこの病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）というのがもともと法律に規定をされておりました。その法律が今回この法律改正に基づいて書かれてあった附則第1条の2が削除されることになりましたので、定義についてはちょっと書かれている法律の規定が削除されることになりましたので、今回条例にもともとあった規定の内容をそのまま今回の改正後の条例のほうに条文として示して、その対象というのが改正前と改正後とで変わらないようにするために、今回の条例改正をお願いするものです。それから、実際の傷病手当金の申請ということになりますけれども、実際は療養の期間とか仕事、感染症の疑いがあるその仕事をお休みする期間が終わった後にお仕事、被用されているといいますか、雇われている方が対象になりますので、その雇い主の方から

の合意ではないですけれども、そういった、この期間に休んでいましたというような証明も必要になってまいりますので、基本的にはその病気がよくなってから役場のほうに必要書類をそろえていただきまして、申請していただくことになってくると思います。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

さっきからちょっと私が判断できていない部分で聞いていますけれども、上位法の文言に合わせていったというのは当然分かるんです。その中に加えられたものは、先ほどの質問でしたのは、括弧書きで、要するにこの病原体、ウイルスが中華人民共和国からのものに、たしか限定、報告されたものに限るという文言が入ったもので、逆にそれ以外のものは駄目ですよということちょっと捉えたもので、そういったことの判断だったので私のほうが誤っているんですかということ、ちょっと1問目はしたつもりです。申請については、前は町民の方がどういった手続をどのタイミングでしなければいけないのかなということ、そこら辺の町民に対する周知徹底等は必要ではないかなとちょっと思ったもので、その点について改めて正確にお伝え願いたい、周知徹底の部分もです。また、どのようにお金が支払われていくのか。そこについても補足でもう一度説明願いますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

傷病手当金の支給に係る新型コロナウイルス感染症というのは、やはりもともと中国の武漢のほうから発症された新型コロナウイルスが原因であるということに限定はされてまいります。ですので、将来的にまた別の新型コロナウイルスが発生した場合は、今回のというか、この国民健康保険条例に記載されている傷病手当金については、支給の対象とはならないということになっております。

今後、また申請手続の方法につきましては、広報、ホームページ等でまた周知のほうを図っていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

今の回答に関連しての質問なんですけれども、例えば変異種、変異株と言われるもので英国由来のものというのが実際国内で230名ぐらひはもう出ていますよね。そういった方に対しての傷病手当は支給されないということで解釈してよろしいんですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

現在の変異株につきましては、今でも当初武漢での発生由来のものの変異株として準用で対象とされておりますので、一定の収束がされて、また新たに発見された新型コロナウイルスとかがあった場合は対象にならないということで、今蔓延している変異株等につきましては対象になっております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第4号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第5号

○議長（品川義則君）

日程第6．議案第5号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第5号に対する質疑を終結します。

日程第7 承認第1号

○議長（品川義則君）

日程第7．承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度基山町一般会計補正予算（第8号））を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の9ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12ページ、第1表．歳入歳出予算補正歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13ページ、歳出。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

資料の13ページです。これ12億円ということで、今まで最高ではなかったかと思います。今年度末現在で12億円の予想といたしますか、決算見込みというのか、これは順調にこの12億円というのは達成される見込みですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

12億円というのは一つの目標でございます。こんな言い方はあれですけども、届かないと思っています。一つは、超えてしまうとまた予算が足りなくなるので、少し余裕を見てと
いうか高い金額で設定をしておりますので、届かないと思います。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

17款1項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

2款1項13目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、承認第1号に対する質疑を終結します。

ここで、11時まで休憩いたします。

～午前10時51分 休憩～

～午前11時00分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程第8 議案第6号

○議長（品川義則君）

日程第8．議案第6号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第9号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の14ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15ページ、第1表．歳入歳出予算補正。歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16ページ、歳出。17ページ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18ページ、第2表．繰越明許費。重松議員。

○9番（重松一徳君）

今回も約4億8,000万円くらいの繰越しというふうになっています。今のこの新型コロナ

関係も含めて、様々な事業が展開されている中で繰越しも出てくるのは当然と思うんですけども、例えば土木関係とかいう部分の繰越し。そして、災害復旧の関係の繰越し。これについては、工事進捗状況がやっぱり遅れたら次に影響してくるというのがあります。それで、特に8款と11款の関係。これは理解はするんですけども、なぜ繰越が、これは毎年度ずつと続いているわけでもありますけれども、繰越しされている理由について説明ください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、18ページの繰越明許費の内訳の中で8款2項の社会資本整備総合交付金事業道路事業について繰越しの設定をお願いをいたしております。これにつきましては、三国・丸林線道路改良事業の進捗に関連しまして、今回繰越事業で継続した事業をさせていただきたいというところをお願いをしております。主な工程のずれといたしましては、現在用地協議等あるいは補償協議等を行っておりますけれども、そちらのほうに少し協議の時間を要しておりますので、それにつきましてお願いをしている部分がございます。あと、白坂久保田2号線の舗装補修事業につきましては、これは国の3月補正をいただきました関係での繰越しとなっております。

また、11款2項の公共土木施設、災害に関連するものは全てなんですけど、災害を7月発生災害起こりまして、国の査定を受けるまで当然そこには設計等を行う必要がありますので、調査測量、そして設計、そして国の査定、現地での広報の審査、そういうものを受けてまいります。それがどうしても11月から12月上旬まで、数が多いと分散して受けますので、かかってまいりますので、その後の発注となりますので、災害につきましては年明けの発注となっております。

現在の進捗といたしましては、公共土木につきましては、菖蒲坂線は発注が3月発注で終わっております。あと、長葉山線が3工区残っておりますが、これを4月に入りまして発注を、今準備をしているところがございます。あと、林道につきましては発注は全て終わっておりますので、新たな豪雨の前にまた補強等、対応を含めた進捗を図っていきたいと思っております。

ちょっと戻りますが、8款2項の三国・丸林線につきましても、現在道路の改良等、できる部分については進捗を図っておりますので、令和2年度の繰越しにつきましては、高速の

ボックスより東側、国道側を集中的にやっていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

これは補正予算の中の事項別明細書の中にも入ってくる項目でもあるんですけども、個別的なことはちょっとあれなんですけれども、この災害復旧です。災害が発生してすぐ仮復旧をして、そして国の査定を受けて、そしてその査定を基に今度はまた入札等が遅れると。そこに災害が発生して、また災害復旧するまでに約半年間ぐらいどうしてもロスが出てくるというのは、これはしようがない面があるにしても、例えば災害が発生して仮復旧して、仮復旧だけではどうしても駄目なんだと、その場合に、国の査定を受ける前に、基山町が例えばもう早くしなければならぬという場合、単独でも工事をすると。そして、今度は基山町が工事をした部分も後で県、国のほうに査定してもらって、間に合わないからもう先にしましたという形での例えばこういう補助とかというやり方ができないのかと。それをしなければ、河川改修もそうですけれども、もう災害が発生して少しの小さい災害で済んだ部分が、復旧工事ができなかったから、そこがまた第2次災害が発生してくるというふうな悪循環が出てきやしないかと。一番心配するのはそこなんです。そういう面では、町がとにかくもう緊急でしなければならぬというところは、町の単独予算でもするというふうなことは、今から先やっぱり検討するべきだと思いますけれども、そういうのはできるんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、今議員がおっしゃいました事前着工、査定を受ける前に着工するというのは、制度上、承認を受ければ可能でありますので、実際、平成30年災害についてはそういったものを使いながらやったところがございます。ただ、この事前着工につきましては条件がございます。住宅等がある、またはその道路を急ぎ復旧しないと生活に影響を及ぼすとか、そういった部分がございますので、今回の部分はちょっと生活に直結した集落部分ではなかったというのもございました。ただ、今まさに議員がおっしゃいましたようなやり方は、事前に着工し、後の査定で承認をいただいて、変わらぬ補助費として国費からいただくというのは行っておりますので、当然そういった状況に柔軟に対応して今後も行っていきたいと思っ

おります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まさに平成30年災のときに国交省にすぐ飛んでいって事前着工の申請のやり方、余りやったことがなかったので、場所は例の基山に上る登山道ですけれども、瀧光徳寺から車で上っていくところですが、そういうことをやっておりますので、場所によってはそういうことをすぐに、災害が起こって手続をちゃんとしますので、ただ、今回の場合はそれは余り逆をお願いしても通らないやつもありますし、余りいつもお願いするところみたいな感じのレッテルもよくないと思うので、きちんとそういう、さっき言った条件に合うようなときには、必ず国と県と両方、そのときには両方ぱっと、ほんの何日かの間に国、県を回った記憶がありますので、その辺は今後ともやっていきたいというふうに思っています。

○議長（品川義則君）

ほかに。末次議員。

○5番（末次 明君）

関連ですけれども、これも町長にお聞きしたいんですけれども、今回の繰越明許、これは認められていることとはいえ今回また追加された10款の教育費で若基小学校の大規模改造の事業、これも繰越明許になっております。8款の土木費、それから災害復旧費とかになると、目に見えて放置されている、町民感覚からすると放置されているなということがちょっと基山の上、キャンプ場の奥とかの林道の復旧とかも見えるわけです。そうすると、その先を考えると、工事業者がちょっと不足して不落になったり、あるいは業者のちょっと人の手当ができて遅れているのかなというふうに思ったりするんですけれども、そのあたりで繰越明許、特に8款土木費、それから11款災害復旧費、それから教育費の土木工事関係とかいうのについては、繰越明許はそれはしようがないというふうに町長は思っているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

多くのものは仕方がないと思っておりますが、中にはやっぱりもうちょっと早く手続できなかったのかなというのがゼロというわけではないのかもしれませんが。だけれども、基本それ

どれきちんとした理由があつて繰越ししているというふうに思っています。今後については、とにかく建設課がすごく忙しい、特に災害になった場合に忙し過ぎるので、人事等でその辺少し考えなければいけないということで、4月は少し考えていきたいというふうに思っていますし、それを少し理論的にやるためにも、今度新しい公共工事計画室のほうでもそれをきちんと、工程管理も含めてやっていきたいというふうに思っております。でも、多くは補正が年度末ぐらいについたやつが多いので、そこは許していただければと思います。年度末に補正がついたやつと災害のやつは結構シビアなので、逆にそれ以外は十分にチェックして、私もチェックしていますけれども、十分チェックしていただければというふうに思うところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

あと御回答はいいんですけども、やっぱりこういうことにつきましては想定外というのはあつてはならないと思いますから、ある程度年度予算を立てるときから、それから事業計画をするときから想定の範囲に収まるぐらいにちょっと余裕を持って対応していただきたいと思います。回答は結構です。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ちょっと私は確認のような感じの質問なので申し訳ないんですけども、資料の20ページに昨年の7月の豪雨災害に伴う災害復旧費ということで出ております。今ちょっと明許費の中で災害関係に触れてあったので、ちょっとここで質問させてもらっていますけれども。結局この中で、一般財源も5,500万円というような大きな数字も出てきていますので。それから、これは去年の雨ですけども、その前、平成30年度とか令和元年度とか、ずっと続いて近年は大雨の災害が増えています。いつも岩坪線とか一の坂・河内線というのはよく耳にいたしますけれども、続けて災害が、場所は違うかもしれませんが、その里道の中では。何とかそこら辺の、何というか、里道というのは広いし長いから難しいところもありますけれども、そこら辺の管理というのはできないものなのでしょうかというのが1点と、今回公共土木施設の中に長葉山線、菖蒲坂線というのが何か今までは余りその災害は耳にしな

ったようなことが私には記憶があるんですけども、どういう災害があったのかをちょっと簡単に結構です。説明ください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

私のほうから先ほど質問の災害の長葉山線について御説明をいたします。まず、場所につきましては丸林の集落より少し東側、お茶園がある付近になります。丸林線というのは、そこからキャンプ場を経由しまして筑紫野市の道路までつながる町道でございます。幅員は3メートルから前後がございますが、ここが今回の大雨によりましてやはり山のほうからの湧水、水が非常に多く流れた関係で、まず手前側、丸林側は道路が寸断をしております。そして、キャンプ場の奥、筑紫野市側はのり面の崩壊をしております。このように、やはりかなりの短時間の豪雨あるいは長期間降り続く雨がありましたので、そのような状況で道路の被災を受けております。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

先ほど林道の関係で御質問があったと思いますので回答させていただきます。

頻繁に林道被災があつての中で管理はどうかという御質問だったと思いますが、一応点検等は町の職員のほうで回って確認をしております中で、地元の管理組合にお願いできる葉っぱとかが側溝に入っているようなところについては掃除をしてもらっていますし、そうでないところについてはうちの職員が自ら側溝の確認をしながら葉っぱを取ったりという作業はやっているところでございます。

今、豪雨によって側溝から水があふれて、それが道を越してのり面が崩落するような事態が発生していますので、そういうことのないように、少しでも減少するように心がけているところでございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

それでは、先ほど予測ということが言われておりましたけれども、今回の長葉山線につきましては、古い町道でございまして、側溝がところどころしかございませんので、そういった状況はあると思います。ただ、交通量的には限られた部分がございますので、今回の災害においてそういった側溝等を造るなりして、水の、豪雨によって一時的にやはり湧水が突出するという部分が発生しておりますので、そういったものをしっかりと排除して次の災害に備えるような形は取っております。ただ、全般的なお話としましては、どうしても短時間豪雨によって今まで出ていなかった湧水が噴き出すというのが多くありますので、やはり現況と違う現象が豪雨によって発生しているという部分がありますので、ちょっとそういった形で、日々の維持管理をしっかりとしていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まさに同じことを庁内、役場内で議論を、去年また林道の災害が起こったときに、毎年こんなのはたまったもんじゃないじゃんという話になりまして、だから、今側溝をあれしてもまた埋まってしまいますので、まさに豪雨の時期の前にきっちり側溝のさらいをしてそれをチェックするようなことをルールづけようではないかというふうなことを、それで100%被害が防げるかという100%は防げないんですけれども、絶対に側溝がきれいなほうが防げる可能性が高まると思うので、それは意識してやろうやという話を担当課と関係者で話し合っているところでございますので、今年もその時期のまさに梅雨前、それから一旦また夏が過ぎて台風前的なところの2回ぐらい、そういうチェックをきちっとするということは今年まずはやってみたいというふうに思っているところでございます。本当に林道の被害というのは、見た目は余り普段町民の人には見えないんですけれども、お金はすごくかかりますので、なかなか御理解いただきにくいところなので、そういうことで今考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

あと1点です。多分、産業振興課長にお尋ねしたいんですけれども、それぞれに農業とか水田を作っているところには水利組合というのがあります。その中でいつも田植えの前には、

その組合のメンバーで水上げとかやっていますけれども、結構今、そうやって田んぼも作っ
ていらっしやらないところもどんどん増えてきています、調整区域においてもです。そうす
ると、そこの作られていないところまでの、何ですか、水路の水上げとかということ、ち
よっともし怠ってあればそういうところもあふれていくのでは、水害につながるのではない
かなという危惧もしておりますので、そういうところの管理というのほどこら辺まで町がで
きるものかをお尋ねします。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

農地の保全に合わせて農業水利関係もあらゆる制度によって支援しているところでござい
ます。よくあるのが、山間部については中山間事業で、平坦部については多面的事業という
のがございまして、そこの実行組織の中で農地維持と併せて農業水利の維持管理もお願いし
ておる中で、簡易な修復とかを含めた清掃作業等もやられているのが現状でございます。

町の職員も見て回っておりますので、そういった中とか、また、もしくは地元のほうから
御意見があつてどこかの水路が詰まっているという話があれば、すぐに駆けつけるようには
しておりますので、そういう対応を行っているところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

水路もその代表的な例なんですけれども、今回、今年度の目標の中に入れてあるやつの役
場でやることと、町民の皆さん等々の役割分担のところまさにこう、そのちょっと前から
やっているんですけれども、今言われたようなやつは特に今だと5区に多いんです。もっと
いうと小郡市はもっと多いんです。これから多分7区もそういうところが広がってきて、結
局途中はもう農地ではなくて一番向こうに農地があるような場合の話とか、全部つながって
いますので、その辺のところは決して今きちんと整理できているわけでもないし、どちらか
というとそのたびごとに個別で対応しているようなケースが多いので、ちょっとその辺のル
ールづけを考えていかなければいけない。もちろん側溝だけではなくてのり面の話なんかも
ありますし、本当に今、これまでもうここは住民の皆さんがお願いしますねと言っていたと
ころがそうならないようなところが今たくさん出てきていますので、一応役場の中での勉強

会は始まっているんですけども、今度新しい室ができるときに、それを一つの勉強会ではなくてミッションとして考えていくということを今回の資料の中にも入れておりますので、そういう意味でございますので、非常に問題認識としては強く持っているところの一つでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19ページ、地方債補正。重松議員。

○9番（重松一徳君）

ちょっとここを教えてくださいと思うんですけども、私もこの減収補てん債、余り聞いたことがないなと思いながら今回上がってきている部分で、説明では揮発油税とかたばこ税、結局国税に絡んでいる部分です。そのうちの基山町に係る部分で減収した部分というふうになっているんですけども、これが交付税の対象になってくるのかと。そうするためには、まず基山町が減収補てん債の、早い話が基山町がまずこの債務をして、それに対して後から国からの交付税措置になるのか。この辺について少し、この減収補てん債そのものの仕組みを少し説明してもらっていいですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

ちょっと難しい話になるかもしれませんが、ベースは普通交付税になります。普通交付税というのは基準財政需要額というものがあって、その自治体の需要額というのを毎年計算をして、片やその基準財政収入額というものがあって、その市町の収入の基準になるもので、例えば基準財政収入額を100としたときに、収入額を50とします。そうするとその100と50の差額分、足りない部分が普通交付税として50来るんですけども、実際はこの算定の後に、その年度中に本当は基準財政収入額を50で見ていたんですけども、経済状況とか何らかの影響でこの収入が激減した場合、例えば50が30になったときに、この差の20というのは普通交付税で見られていないんです。ここの20を埋めないと、その自治体の行政運営ができないので、この分を補いましょうというのがこの減収補てん債になります。

もう少し話させてもらおうと、これを借りなくても次の年から3年間の基準財政収入額で精算をやるという措置があります。そっちを選択してもいいんですけども、今回お願いしている減収補てん債につきましては、中身が地方消費税交付金と地方揮発油譲与税の分、それから町たばこ税の分、これについては、後年度の精算措置がありません。借りなければそのまま減りっ放しということになります。借りることによってもちろん財源の補填にもなりますし、後年度以降はこの部分は基準財政収入額に算入されてきます。そういうメリットがありますので、今回想定しているのは2,069万5,000円ですけども、その分を見込んで計上させていただいているということになります。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

21ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入。1款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

1款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款2項1目、3目、4目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15款1項1目、2目。8ページ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15款2項1目、2目、3目、4目、5目、6目、次のページの8目まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15款3項1目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

16款2項1目。末次議員。

○5番（末次 明君）

この不動産売払収入の土地の売払収入ですが、859万円。これは場所の説明は高島団地の入り口ということで分かったんですけども、もともこの場所が基山町の所有地となった経緯はどのようなものなんでしょうか。どうして今まで売却の対象とならなかったんでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

私が答えるとちょっと違和感があると思いますけれども、あそこについては、もともと山下川が河川改修する前は河川でございました。河川の廃川敷ということで、そこにまた本町

のほうは白坂久保田も今秋光久保田線になっておりますけれども、こちらのほうを改良していくという中で国と協議をいたしまして、国のほうにそういった廃川敷については申請をすると無償で譲与していただけるような法律の仕組みになっておりまして、そういった廃川敷をうちのほうがいただいておりますけれども、最終的に道路の線形を決めたときに今回売払いをした部分だけが残地として残っておったというところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

この部分については、歳出のほうを見ますと財政調整基金のほうに積み立てられているようですけれども、今現在でもこういうふうにして売れるなら売りたいと考えているような不動産といたしますか土地というのは、基山町はまだあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

活用を図りたい、できれば売りたいと思っているのは、それこそ神の浦ため池の跡地でございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

多分質問の趣旨がこういう答えを期待されているのではないかとって答えさせていただくと、何年前かな、2年前でしたか、もっと前か。基山町が持っている全ての空き地を全部関係する全ての企業を呼んで開示して、こういうのが全部基山町が持っていて未利用地なので、もし御検討いただけるような土地があったらという会を2年ぐらい前かな、もっと前だったか、2年半ぐらい前かな、そのときにきちっと全ての考えられる業者の方に全部声をかけてやっております。小さいところも含めてやっているんですけれども、その中で関心を示されているようなところは、逆に言えばなるだけこういう形で早く手放していこうと。でも、逆に町としてきちっとしていかなければいけないよねみたいな話のところは、なかなか企業にぱっと売るといふわけにはいかないもので、例えば人気殺到したのは保育園の跡地です。人気殺到で、企画書を持ってこられる人が続出したんですが、さすがにそこは基山町として

まだ何も議論はしていないので、そういうふうには全部の土地をしたというところなんですけれども。ただ、もうそれも2年半ぐらい前になっているので、またそういう機会をもう一回設けて、順次やっていくことは大事かなというふうに思っております。

それで、今特に力を入れているのは、何回も売り出してなかなか買い手が見つからない、あそこの10区の前池のところを埋めたところなんですけれども、ああいうところは本当にどなたか早く買い手が見つからないかなというふうに念願しているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私も基山保育園跡地とかについては、ある程度広さもありますし、これから公共施設を建てるにも十分な場所でもありますから、そういうところを売る必要はないと思いますけれども、さっき言われたような、ちょっともう町として所有してもどうかなというふうなところは積極的に民間のほうに売払いといいますか、公開をして活用してもらうほうが基山町のためになると思いますので、その辺はよろしく今後も検討をしていただきたいと思います。回答は結構でございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款1項1目、3目。河野議員。

○8番（河野保久君）

教育費寄附金の育英資金に回っているんですが、育英資金の今実情はどうなっているか。その辺分かれば、簡単でいいので教えてください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回5万円寄附を頂きましたので、歳入のほうで上げさせていただいております。今年度は3件から寄附を頂きまして11万7,000円の寄附を頂いております。貸付けにつきましては、現在7名の方に貸付けをしております。ちょっと金額のほうの手元にありませんので、大学

生の方が5名、高校生の方が2名ということで7名の方に貸付けをしている状況でございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18款1項3目、9目、10目。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

基金で資料の15ページをよろしいですか。ここで基金繰入金でございますけれども、この15ページの基金の状況の中で財政調整基金を今年度中に1億8,600万円取り崩して4億3,700万円から3億1,000万円に下がるというふうな基金の状況になっておりますけれども、私としては、この取り崩しの1億8,600万円、この状況は、極端な話をすると1億8,600万円は取り崩さなくて財政運営ができないかとは思いますが、現状から見て財政課長はどういうふうな見通しを立てられて、全額取り崩しますか、半分なのか、ゼロになるか、この辺もお願いします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

例年3月末に、例えば特別交付税であったり、いろんな譲与税、交付金関係が確定してまいりますので、そこの部分を3月末に例年専決処分で補正予算させていただいておりますけれども、そこで大分カバーできると思っておりますが、この1億8,600万円の繰入れがゼロというのはちょっと厳しいと思っております。減らせるのは減らせると思っておりますけれども、ちょっとゼロにするのは厳しい状況だと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18款2項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20款5項3目。重松議員。

○9番（重松一徳君）

もうここでまとめて聞きますけれども、コミュニティの助成事業です。これは説明で少し話されましたけれども、7区の公民館に、このコミュニティ助成事業を活用して物置の小屋といいたいでしょうか、倉庫、これを建設したんです、建設というか買ったんです。これはまちづくり基金事業ですから、ちゃんと申請して、そして県の許可もいいですよともらって、そして造ったんです。そうして造ってからこの頃になって急に、いや、駄目ですよと。これは助成金の適用になりませんよとなったんです。区の運営委員会で区長のほうから説明して、いや、そんなばかなことはないだろうと。ちゃんとコミュニティ助成で審査を通過して、そして来たら、余りにも大き過ぎると。大き過ぎるといっても、最初から図面も出しているでしょうと。そして、どうされますかと。どうされますかといっても、7区はもうこの倉庫は建てていますから、今さら助成が通らなかったからもう撤去してくださいとは言えません。最終的には、これは7区の予算でもう買うことにしましたというふうになったんですけれども、まちづくり課長、なぜこういうことが起こるのかと。今回はまだ30万円ぐらいだから済みますけれども、今から先、公民館の建て替えとか、いろんな部分でこのコミュニティ事業を使いたいんだというのはいっぱいあるんです。そういうときに、申請をして、その申請が認められて造ってから、やっぱり駄目でしたとかという話にはやっぱりならないようにこの辺はしてもらっておかないと、これははっきり出たんです。これは基山町から半分の15万円でも区のほうにもらわなければ、これは7区だからいいけれども、ほかの区だったらこれは問題が吹き上がるよみたいな話も出たんですけれども、この辺は。6区はやかましいだろうね。この辺は少し、課長、きちっとやっぱり対応をしてもらおうように、今後もありますからお願いしておきます。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

これは大変7区の皆様には御迷惑をかけたというふうに思っております。ただ、こちらの部分につきましては、自治総合センターの補助金を町が申請を受けまして、町がそのまま自治総合センターのほうに申請すると。そして、自治総合センターのほうで審査をされて決定

して、基山町の一般会計を通して各区にお渡しするという事で、町を介してやり取りをしているものでございます。

このコミュニティ助成につきましては、備品の購入、それからあとは防災関係の分のメニューがございます。これについてはよく使っていております。

今回、250万円の備品の購入という部分のメニューを使って申請をしていただいております。実際、倉庫は当初認めている物なんです。備品なので大丈夫なんですけれども、今回、この部分について基礎工事を造って建築物ということになったということで、自治総合センターのほうから対象事業費から外させていただくというような、実情としてはそういう流れだったということでございます。

今後はそういうことも含めて、申請の段階でしっかりと区のほうともお話をして、今後ないようにはしていきたいと思っておりますが、実情としてはそういう実情でございましたので、どうぞ御理解よろしくお願いたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

多分決裁は回ったんでしょうけれども、すみません、全く初めて今、これだけの説明は受けていないよね。決裁は回ったと思うんだけど、びっくりしました。7区のことです。こういうことがないように注意していきたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

町長、その発言は訂正をお願いいたします。

○町長（松田一也君）

分かりました。訂正させていただきます。全く聞いて、決裁は回っているはずなんですけれども、隅々まで決裁を私も見ていないというのが十分分かりましたので、注意したいと思います。そして、どうにかできなかつたのかなど。今となつてはどうにもならないんですけれども、何かいい方法が、今の話だと基礎があるからいわゆる構造物になるから構造物の補助ではないという、多分それで対象外ということだと思つたので、何かできそうな気がしますけれども、今後こういうことがないように注意したいと思いますので、どうぞ御勘弁ください。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

確認させてください。いつも確認でごめんなさい。市町村振興宝くじ収益金交付金352万2,000円。これは何か私の記憶では、公民館とかそういうところに使われていたような気がしますけれども、今現在、この交付金というのはどういうふうな形で使用されているのか、ちょっと御答弁いただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

これは今おっしゃられていたのとは違うと思います。具体的にいうと、これはハロウィンジャンボの売上金があって、その一部がそれぞれ自治体に配分されるものでございますので、頂いて一般財源として活用しております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

21款1項1目、2目、6目、10目、11目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

1款1項1目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項1目、2目、3目、5目、6目。21ページの6目まで。重松議員。

○9番（重松一徳君）

所管でします。

○議長（品川義則君）

2款1項7目、8目、10目、14目、15目、22ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款5項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目、2目、4目、5目まで。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ちょっとどこだったかなというような……。2目20節。扶助費、その中に老人ホーム入所措置費86万8,000円というのが上がっていますけれども、説明では予備費を予定したが、6人の入出者があったという説明がありましたけれども、この老人ホームというのは特老のことでよろしいのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

こちらの老人ホームについては、養護老人ホームのことになります。基山町でいうと寿楽園さんのほうの養護老人ホームが実施施設でございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

特老ではなくて養護老人ホームのことです。ごめんなさい。

ここで、何かちょっと最近の新聞のニュースでは、市町村で要するに2005年から負担が生

じるようになったので、すごく財源不足とか厳しくなったので閉所する施設が増えたということで、多分基山町も余りそこに、待機者はいらっしゃらないかもしれませんがけれども、ちょっと控えてあるような部分があったのではないかなと、これは私個人の思いなんですけれども。

今はどういうふうな取扱いと、待機者はいらっしゃらないものか。ちょっとそこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

財源につきまして、現在は税の交付税措置ということで財源の収入があっているものがございます。また、待機者については、現在基山町のほうにはいらっしゃいません。入所者の方につきましては、現在6名の方が入所されている状況でございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項6目。河野議員。

○8番（河野保久君）

13節。委託料の障害福祉サービス管理委託料と書いてあります。障害福祉サービスというのはどのようなことを管理しているのでしょうか。ちょっとその辺の詳細を教えてください。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

障害福祉サービスの支給管理システムというのは、基山町で障害者手帳の認定を受けられている方など、障害者の障害の程度などの個人データを管理しているものがございます。その方々が受けられている障害のサービスの、例えば居宅のサービスを受けられているとか、訪問の看護を受けられているとか、そういった利用をどれくらい受けられているか、また、その適切な請求と申請がなされているかというのを管理しているシステムでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項1目、2目、30ページ分まで。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

29ページでよかったですか。（「はい」の声あり）1目1節の報酬のところ、子ども・子育て会議委員報酬。この子ども・子育て会議というのはどういう会議があってやるのか。ちょっとまずお尋ねします。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

基山町のほうにおいて子ども・子育て支援事業計画の作成をしておりますので、主にはその事業計画の進捗状況の管理等を行う会議となっております。

それから、小規模保育等の認可等は、申請があった場合については認可等の申請も行うということが主な業務になっております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

そういうことだろうとは思いながら、今回説明の中で、5回大体して、しているのか、その説明でメモっているから私ちょっと分からないんだけど、5回が1回しかできなかったという説明でした。その必要がなかったのか、もちろん新型コロナということが原因だということを前提におっしゃいましたけれども、本来ならばそれだけのことをしながら充実した会議が必要にもかかわらず新型コロナでできなかった。だから、この会議自体の、何というんですか、その必要性がなかったのか、あったけれども、新型コロナでできないので何らかの形で文書で回したとか、何かそういう対応をされたものか。ちょっとそこをお尋ねします。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まず、開催については1回開催をしております。開催のときについては決算関係について、全ての事業について審議をいたしまして、必要な項目については原課のほうに上げております。

それから、本来会議で開催すべき内容については、先ほど議員おっしゃられたように資料として送付をいたしまして、そこの中で意見をいただくような形で、会議としては開催しておりませんが、意見としては聴取をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

少し安心しました。でないと、やはり大事な子育てのところだから、子育ての計画書ができるまでが結構忙しかったんだと思います。去年のたしか2月かその頃に出来上がったのかな、資料、ごめんなさい。だけれども、大事な会議だと思いますので、やはりこれからもそういう形で、新型コロナでもしできないときは、それはこども課に限らずいろんなところで開催ができなかったということは多かったと思いますけれども、ぜひ中身だけは充実できるように配慮していただきたいという要望ですけれども、ちょっとどこの課もと言ってしまったので、答弁が難しいと思いますけれども、ぜひよろしくお願いします。答弁は要りません。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目、2目、3目、4目。河野議員。

○8番（河野保久君）

環境審議会委員報酬で4回が3回になりましたということで書いてあります。今、環境審議会というか、環境基本計画をつくっているということでよろしいんですね。その進捗状況はどの辺までどうなっているのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

環境審議会のほうの開催をさせていただいております。こちらは、環境基本計画の策定に向けての取組ということで、今動いていただいておりますが、初回会議で基山町の環境基本計画をつくるに当たりまして、そういうお話をさせていただきまして、2回目に町民アンケートを取るための内容につきまして御審議をいただきました。また、この補正でもお願いしておりますが、アンケートの通信運搬費を組ませていただいておりますが、3回目はそのアンケートの集計結果を御審議いただきたいというふうに思っております。（「進捗状況はいかがですか」の声あり）

進捗状況は、今申し上げたところで、今年度はアンケートの……、いつできるか、進捗につきましては、今そういう意識調査をさせていただきたいと考えておりまして、来年度中の完成を目指して、また、新年度の予算のほうでもお願いしておりますが、進めていきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

その2目．予防費の13節．委託料。この説明では、子供インフルが1,400円が1,650円になった。高齢者のほうが2,800円が……、（発言する者あり）これは人数だったんですか。お値段ではなくて。ありがとうございます。議員から答弁がありました。確認、間違っていました。

それから次に、今のはごめんなさい。3目．環境衛生費のところの19節．浄化槽維持管理費補助金、減額の80万円というのは、これは建設課がちょっとばばっとおっしゃったんですけども、これは令和2年度に、合併浄化槽のところの1万円、そこら辺のところの申請者がなかったというか、そういうところの減額というところの認識でいいんでしょうか。確認です。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

19節. 負担金補助及び交付金の部分でございます。これは、浄化槽維持管理費補助金の修繕に関する補助でございます。実績が3件ございまして、それを差し引きまして残を減額させていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

要するに、去年の令和2年で100万円ぐらい予算を立ててあった分ではなく、ちょっとごめんください。いろいろ変な間違いをしているかな、私は。上限が1万円というところではないんですか。それではない。修繕ですか。

○議長（品川義則君）

詳しく説明してもらっていいですか。古賀建設課長。当初予算から言ってもらいたいです。

○建設課長（古賀 浩君）

浄化槽の維持管理費補助金になります。上限は1万円の補助になっております。当初予算では100万円の予算をお願いして行っておりました。その中で実績のほうを差し引きまして、現在の残を出しております。ただ、まだ実際これは3月末までに終われば出ますので、もう少し修繕がされているという、業者のちょっと聞いた中でありましたので、その分の見込みを少し残した中で、今減額をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

修繕された場合のいろんな書類は必要だと思いますけれども、どういう予測で100万円という数字を、今ここで言っても、そのときに100万円はと言えばよかったんでしょうけれども、どういう計算をされて100万円という数字を出されていたんですか。80万円の減額というのはちょっと予算に対して実績がおかしいというか、ちょっとそこを答弁ください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

これは新設の補助ございまして、まずはこれは衛生の免許が必要ですので、限られた業

者がやられますので、そういった業者のヒアリングで、通常の修繕の年間の数量を聞きまして、そこに制度ができるというところで、ある程度修繕をこれをきっかけに適正管理の中で予防的にされる、少しの不具合で修繕に対応される部分もあるのかというところで、現在の約100件の当初予算時の見込みを出しております。

ただ、実際は私どももまだ、この前に業者にちょっと少なかったので確認すると、まだ30件近くはされているみたいですので、その辺の業者からも補助がありますという連絡をしていただくようお願いしておりますので、その辺が若干出てくるのではないかとこのところで、今回見込みを残した上で減額をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

予算委員会もありますので、そこで十分に議論いただければと思います。

31ページありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時58分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

32ページ、4款2項2目、3目から再開いたします。何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項1目、2目、3目、4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目、2目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

1目19節の創業支援奨励金ということで御報告いただいています、4人の方が今回受講して、お一人20万円の奨励金を頂かれたということですが、この起業するための事業を受けて20万円を頂かれるんですけれども、そこで終わりなんですか。それとも1年後の何か経過報告なり、成果を報告するようなどころまであるもののでしょうか。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

創業支援奨励金につきましては、基山町が開催いたしました創業支援セミナーを受講された方の中から、今回4名の方が創業されたわけでございますけれども、この奨励金につきましては、まずは支援金ということで応援をするための資金でございますので、何か対象の経費があつて20万円ということではございませんけれども、お一人当たり20万円ということで応援をさせていただいております。ただ、今後1年間、支援金を交付いたしましてから3か月ごとに、合わせて4回になりますけれども、1年間は経営の状況を報告していただくということにしております。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款5項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項1目、2目、3目。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

消防団への退職報償金、今の時期に補正、減額というのはどういうことですか。これは去年の3月に退職した分なのか、今年3月に。ちょっとここを教えてください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この部分につきましては、当初予算案で組ませていただいていた令和元年度をもって退職された方の退職報償金の精算による減額でございます。一昨年は途中で辞められる方もいらっしゃって、またそういったときに、一度精算してしまうと、また改めて計上する必要がございましたので、一応年度末をもって見込みを立てたところで今回減額をさせていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それと、ちょっと退職報償金、これは4月になって6月の補正予算で払っていたけど、今は3月で支給は早く、その辺の状況はどうなっているんですか。昔は半年も遅れて退職報償金を払っていたようだけれども、今はどういうふうな、何月、何月で大体払われていますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

そういった御指摘もいただきましたので、御意向などを伺いながら、あらかじめ当初予算

のほうで計上させていただいて、退団されればすぐにお支払いをさせていただくような手続きを取らせていただいております。

○議長（品川義則君）

ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

9款1項1目、財源内訳の変更がされています。この金額は結構5,900万円と多いわけですが、この財源内訳の変更の説明を少しお願いいたします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

ここの部分につきましては、当初予算の編成時にここに財源調整の意味で公共施設整備基金を充当させていただいておりましたので、12月補正なり今回の3月補正なりで、大体例年変更で一般財源化させていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項1目、2目、3目。末次議員。

○5番（末次 明君）

柴田教育長にお伺いいたします。町内3小中学校の新型コロナ対策ですけれども、昨年の春に比べますと不安感とか恐怖感はないと思いますけれども、これから卒業式、入学式を迎えるに当たって校内備品や消耗品ということで今回サーマルカメラ、新型コロナ消毒液を上げてありますが、これで十分満足できるものなのでしょうか。学校の先生たちの要望とか不安というのにはちゃんと応えられておりますでしょうか。なかなか私たちというか、この頃学校とかも行けないので、そのあたりの状況をお話してください。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

新型コロナウイルス関係につきましては、学校でクラスター等は発生しておりませんが、やはり子供たちの御家族であるとか、そういったところでPCR検査を受けるとか、そういった連絡はたびたび入っている状況です。学校においても、消毒作業等についてはしばらく学校職員が放課後に当たっておりましたが、今はスクールサポートスタッフということで、消毒業務に入っておりますので、その辺についてはかなり助かってあるという状況です。

その辺で、学校の状況でこの要求で足りているかというところでございますけれども、一つは、事務室が来客対応で必ず体温の測定をしていたというところで、たびたび業務を止めなくてはならないという声が上がっておりました。そういったところからサーマルカメラの導入というところで今回お願いしているところです。そういったところからすると、今回かなり学校の手間を取らせることは省略できますので、学校の期待には応える内容となっているというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

まだまだ油断できない状況にあるんですけれども、これから卒業式、入学式があるわけですから、教育委員会、教育長としては学校側にはどのような形で実施しなさいというふうな具体的な指示等はされておるんでしょうか。簡単でいいですけども、どういうレベルで卒業式、入学式を行うというふうにお答えしていただいてもいいでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

まず、卒業式については、早速あした中学校であるんですけれども、感染症対策を十分取るということと、非常に福岡県に緊急事態宣言が出ていたということもありましたので、今回については卒業生と2年生の代表者のみということで、在校生はなっております。来賓についても今回はお呼びしないということ、そして間隔についても十分取る、保護者についても2名までということで十分な距離を取るようにはしております。小学校のほうもそれに準じた形で、在校生は5年生が入ることにはなっておりますけれども、今までの卒業式からする

とかなり体育館に入る人数も少なくなっておりますし、距離当たりも十分取るようにしているところです。また、マスクの着用についてもするようにということでお願いをしております。

入学式につきましては、状況が少し変わってまいりましたので、来賓の方々についても各団体の代表者1名ということで、議会からも議長のほうに出ていただくようお願いをしております。あと、在校生も代表学年を出すところを今検討中で、今までは新1年生を全部で迎えるということにしておりましてけれども、小学校でいうと6年生が代表で1学年入るといふ形になるかと思っております。

中学校については、今検討中ですが、2年生だけが出るという形になる可能性が高いのではないかと考えております。保護者についても2名までというところをお願いしておりますし、まず体育館へ入場するときにも検温のお願い、そういうところも十分にして、感染症対策については万全を期して実施したいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。重松議員。

○9番（重松一徳君）

タブレット端末の教材使用料が、これは基山小学校、若基小学校、中学校全て出ていますけれども、タブレット端末自体が、予定では2月中にはもう納入されると。納入されているんだらうなというふうに聞くんです。そして多分まだ、子供たちにも朝の通学のときにちょっと話を聞いたら、まだ自分たちが触ったことはないということですので、全部どこかに保管されているんだらうなというふうに思っています。

それで、この教材の使用料。これは端末を購入するときの予算の中に入っていたのではないですか。何で今頃出るのかなと。例えば、当初予算で何か出るのであったらまだ私は分かるんですけども、今の時期になぜこれが出てくるのかよく分からないんですけども、これは一体どういうふうな内容か。それと、先ほど聞きましたタブレットの今の保管状況を含めて説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

タブレット端末については、納入のほう予定どおり進んでおりますので、各学校の部分、

入ってきてはおりますけれども、まだ設定作業等は台数のほうがありますので、それを順次進めているところになります。なので、実際子供たちが使うのはもう少し先というような形になります。

今回のタブレット教材の使用料で上げております部分につきましては、タブレット自体にも入っている部分はあるんですけども、それにプラスしてドリル教材のほうを入れて学習を充実させていきたいということで、この部分につきましては5教科分の学習ドリルの教材使用料ということになります。1教科当たり7万円で、5教科分の消費税ということで38万5,000円。これは学校1校当たりのライセンスがその部分ということになりますので、各学校それぞれ同額の38万5,000円ということで、今回補正予算のほうでお願いをしているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項1目、2目、3目。47ページ。河野議員。

○8番（河野保久君）

確認です。負担金及び補助金の町民会議活動費補助金マイナス30万円。これはもともと150万円で予算化されていたと思うんですけども、30万円減になったというのは、コロナ禍で活動、いろんな行事が縮小されたとか中止になったりということが原因だということ考えてよろしいのでしょうか。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

議員おっしゃられるとおり、この活動分、夏季研修、それからふれあい合宿の分についての減でございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款5項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

11款4項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第6号に対する質疑を終結します。

日程第9 議案第7号

○議長（品川義則君）

日程第9．議案第7号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の22ページをお開きください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

23ページ、歳入歳出。第1表．歳入歳出予算補正、歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

24ページ、歳出の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目。繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

1款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

1款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項1目。9ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項1目予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第7号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第8号

○議長（品川義則君）

日程第10. 議案第8号 令和2年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の25ページをお開きください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

26ページ、第1表. 歳入歳出予算補正、歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

27ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。3ページをお開きください。

歳入の部、4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出、2款1項1目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第8号に対する質疑を終結します。

日程第11 議案第9号

○議長（品川義則君）

日程第11. 議案第9号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の28ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

29ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。1ページをお開きください。

実施計画兼事項別明細書、収益的収入及び支出の収入。1ページ、2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出。3ページ、4ページ、5ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

資本的収入及び支出、収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出。7ページ、8ページ。重松議員。

○9番（重松一徳君）

7ページの1款1項3目。固定資産購入費。これは今度基山町が新たに宝満川流域下水道の浄化槽のほうに汚水を排水するためのポンプ場の建設の用地購入費になりますけれども、これはもう執行されたのか。もう購入契約は済んだのかということと、何平米だったのかと。多分地目が農地だったなというふうに思うんです。平米単価も差し支えなければ教えてくださいと思いますけれども。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、用地についてはもう契約を済ませて現在登記の申請を法務局のほうにしているところでございます。用地の内容におきましては、すみません、ちょっと手元に詳しい物を持ってきておりませんが、約1,200平米を買収させていただいております。これはポンプ場の用地等に使用する敷地として購入をしております。単価につきましては、総額で1,100万円の購入をしておりますけれども、ちょっとすみません、単価については総額でお願いをいたします。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9ページ、キャッシュフロー計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

予定損益計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

12ページ、予定貸借対照表。重松議員。

○9番（重松一徳君）

それこそ、今12ページですか。

○議長（品川義則君）

どうぞ。

○9番（重松一徳君）

貸借対照表の関係ですけれども、早い話が資産の合計が53億6,275万円ありますし、その後の負債の合計が42億3,996万円になりますよと。その差の11億円、これが純資産といいましょうか、いう形になっているんだろうというふうに思います。それと企業債、早い話が基山町の下水道の企業債を含めて20億7,071万円ぐらいになりますけれども、結局利子がですね……。ちょっとすみません。ちょっと探します。

○議長（品川義則君）

重松議員、それでは差額を聞きましょうか、1問目を。

○9番（重松一徳君）

ではすみません。

分かりました。見えてなかなか分からない部分があつて。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

10ページの支払利子が3,421万円もあるんです。現在、基山町の下水道の債務が約20億円。

それに対して、毎年約支払利息が3,400万円もあると。昔、基山町がこの下水道工事を進める中において、ずっと借金もしてきたわけですけれども、利率が高いものがそのまま、まだ残っているのではないかと。例えば減債基金を含めてもう高い利率の部分は繰上償還ができないのかという中身ですけれども、これを分かれば教えてください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まずちょっと利率の部分、私は令和元年度の決算書で見ているんですけれども、これによりますと、今現在お借りしているのは、一番高いものでも2.2%で、今低いのは0.006%から0.01%。現在は10年で固定の、10年後は変動になる、そういった利子関係の変動に合わせた形でできるようにお借りをしております。

今言われた過去の高いものが今のところございませんので、そういった中で、今企業債の借入れをさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。（発言する者あり）一番最初のやつを。

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、資産です。負債においても流動資産、単年度でお返りする分と固定資産、起債みたいに長期にわたってお返りする分がございまして、先ほど重松議員がおっしゃられました差額については、そのような固定資産負債につきましては、あくまでも長期にわたるものということになっておりますので、その差額となっております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。15ページまで終わりますけれども、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第9号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第14号

○議長（品川義則君）

日程第12. 議案第14号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第10号）を議題とし、本案

に対する質疑を行います。

追加議案書の1ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2ページ、第1表。歳入歳出予算補正歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4ページ、第2表。繰越明許費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5ページ、第3表。地方債補正。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入。14款2項2目、4目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18款1項10目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

21款1項5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。2款1項6目、12目、14目、15目。6ページ。河野議員。

○8番（河野保久君）

企画費で甘木鉄道の維持対策事業負担金が89万7,000円で、これは何か全協のときの説明では利用客が減ったからということでの、苦しくなったので何とかしてくれんかの支出金と判断しています。普段、甘木鉄道は大体どのぐらいの乗車の方、利用者数があって、今どのぐらいになっているのかというその辺は分かりますか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

甘木鉄道の輸送人員です。乗客数でございますけれども、令和元年度、昨年度については、輸送人員が、これは延べでございますが、合計で143万6,877名の方が乗客として御利用されていると。その前の年の平成30年度も141万4,979名ということで、令和元年度までは緩やかに増加をしていたということでございますけれども、今回計上させていただいております令和2年度につきましては、11月までで、昨年算出の根拠としております7月、8月、9月で前年同月と比べましても8万2,000人ほど乗客の減が生じております。ですので、今回新型コロナの第2波、第3波の影響ということで経営に影響が出ているということでの、また2回目の負担、支援という形で沿線自治体が協調して行うということで計上させていただいております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

いいです。すみません。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目、2目。重松議員。

○9番（重松一徳君）

昨日もらって私も十分見る時間もなくて、今日説明も受けて少し分からないから聞きたいんですけれども、例えば生活支援福祉給付金とか、その後またすぐ児童扶養手当世帯支援給付金とか書いてあります。結局、国からの第3次にわたる臨時交付金の中で使われてきた部

分で、このもらった資料の4ページ、5ページ、6ページです。これは少し説明をもらわないと数字が合わないんです。例えば生活支援福祉給付金が事項別明細では261万円になっていますけれども、今日もらった部分では、これは合計数になっているのかどうかは分かりませんが、この数字というのは実際出てきません。そして、その後のひとり親家庭への特別給付金も事項別明細では200万円になっていますけれども、4ページの資料では215万円になっているとか、少し分かりませんので、この資料の4ページ、5ページ、6ページについてちょっと私たちが分かるように説明してもらっていいですか。

○議長（品川義則君）

答弁調整のため、暫時休憩します。

～午後1時34分 休憩～

～午後1時38分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

3款1項1目の生活支援福祉給付金の部分を御説明差し上げます。

こちらの事業費といたしまして11節の消耗品費に3万円、12節の役務費のところ通信運搬費5万円、口座振込手数料3万円、また、19節の負担金補助及び交付金のところに生活支援福祉給付金として261万円を計上させていただいております、合計の272万円を補正でお願いしているところでございます。こちらの分につきましては、追加でお配りしております令和2年度の予算関係資料の6ページの事業番号でいいますと15番のところの3月追加補正分472万円のうち272万円が3款1項1目の分ということで計上しているところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

そういうふうに言ってもらえれば分かるんですけども。早い話が、この資料で出してある4ページ、5ページ、6ページの少し色が濃くなっている部分が今回の補正予算に関わる部分という形で、構成も含めてそういうふうになっているみたいですので、それはそれで分かりました。

今言われました6ページの事業番号15で、ひとり親家庭については児童1人当たり1万円という形になっていますので、200万円ですから200人という形になっているんだろうと思いますけれども、生活支援給付金については、生活保護受給者世帯に対して1世帯当たり8,000円または1万円という形になっていますので、1万円でしたら、例えば261世帯というふう
に単純計算できるんですけれども、8,000円または1万円になってくると、これは世帯数が確定されません。この世帯数は一体どうなっているのか、説明をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

生活支援福祉給付金の世帯の内訳を御説明いたします。

まず、生活保護受給世帯なんですけれども、現在合計で50世帯の生活保護受給世帯がございます。このうち1人世帯に該当する方が45世帯ございます。この45世帯の方につきましては8,000円ということで給付金を給付する予定にしております。1人世帯以上の5世帯の方には1万円ということで給付を予定しております。

なぜ8,000円と1万円にしているかということ、一応生活保護の受給世帯の方につきましては、8,000円を超える額につきましては臨時の収入ということにみなされて、次の生活保護からその超えた分を差し引かれて次の生活保護費が給付されるということで、8,000円を超えた分につきましてはそういった金額の試算をされるようですので。ただ、2人世帯になると8,000円掛ける2の1万6,000円が上限ということですので、8,000円を超えた分につきましては、そういった次の給付から差し引かれるということで、もう上限の8,000円ということで、今回生活福祉給付金ということで設定させていただいているところでございます。

それから、そのほかに就学援助の受給世帯といたしまして14世帯の世帯を予定しております。また、特別児童扶養手当の受給世帯ということで33世帯予定しております。また、18歳以下のお子さんが5名以上属する世帯ということで、多子世帯ということで12世帯を予定しております。また、児童扶養手当の受給世帯といたしまして120世帯を予定しております。また、令和2年度の住民税非課税世帯のうち中学生以下のお子様がいる世帯につきまして41世帯、今把握しておりますけれども、41世帯に給付を予定しております。一応合計といたしまして270世帯が全体で合計額の261万円ということで、現在試算をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項1目、3目、4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目、2目、4目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

やはり関連してです。1目19節のこの休日救急医療事業負担金の535万9,000円です。これも6ページに資料がございますけれども、そこの、この休日でも発熱外来に対応し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努める。ここら辺をもう少し詳しく御説明ください。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

休日救急医療事業負担金ということで、資料の6ページにも書いておりますけれども、これにつきましては、休日救急においてPCRの検査等を12月より行うようになっております。その分の経費と、やはり休日救急の事業に対して受診者自体が相当減ってきております。減ってきたことによって、その市町村の出す経費に対して収入が少なくなったということになっておりますので、運営経費のほうは相当上がってきておりますので、その分の負担金のほうを今回上げさせてもらっているというところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

休日のということで、これはあくまでも基山町内の医療者関係ということでよろしかったんでしょうか。それと、何件あるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

基山町の休日救急につきましては、鳥栖市のほうに委託というふうな感じで運営させてもらっております。場所は鳥栖市の保健センターのほうに併設しているような感じで行っておりますので、そちらのほうで一括して、基山町の住民の方についての受診のほうは休日はお願しているというところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13ページ、10款2項1目、2目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款5項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目予備費。重松議員。

○9番（重松一徳君）

21ページ、会計年度任用職員で今回補正で1名採用される形になります。私も見ていて、新型コロナの関係での何か臨時職員の関係だろうなと思いついて見ているんですけども、この会計年度任用職員1名の採用の理由について説明をお願いしますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この部分は事項別明細書で申し上げますと9ページ。4款1項2目予防費になります。この1節に会計年度任用職員報酬として計上させていただいておりますけれども、今、令和3年の4月から発足しますプラチナ社会政策室、こちらのほうでワクチン接種について対応していくということしておりますけれども、こちらのほう、いろいろな問合せ等も出てきますので、そういった部分も含めて対応していく必要があるだろうということで、もう既に今福祉課のほうにそういった席を設けておりますので、そちらのほうで対応していただくための会計年度任用職員を1名お願いしておるところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第14号に対する質疑を終結します。

日程第13～17 議案第10号～議案第15号

○議長（品川義則君）

日程第13. 議案第10号から日程第17. 議案第15号までを一括議題とします。

ここでお諮りします。議案第10号 令和3年度基山町一般会計予算、議案第11号 令和3年度基山町国民健康保険特別会計予算、議案第12号 令和3年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号 令和3年度基山町下水道事業会計予算、議案第15号 令和3年度基

山町一般会計補正予算（第1号）について、予算特別委員会に付託することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、議案第10号から13号まで、及び議案第15号を予算特別委員会に付託することに決定します。

日程第18 諮問第1号

○議長（品川義則君）

日程第18. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、諮問第1号に対する質疑を終結します。

日程第19 諮問第2号

○議長（品川義則君）

日程第19. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、諮問第2号に対する質疑を終結します。

日程第20 報告第1号

○議長（品川義則君）

日程第20. 報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

土地開発公社です。今まで何十年となって基山町の公共用地の選考に貢献してきたわけですが、これを見ていただくように、全く今は土地もないというような状態。私は四、五年、そこの保育園の跡を塩漬けということでやったけれども、土地開発公社で買われてき

れいになっています。基山町土地開発公社は、今後の事業に利用していきたい、利用したいという町長のほうの意向があったと思いますけれども、現時点でこの土地開発公社をまだ基山町は存続させて、今後のいろんな施策とかにどういう考えで、まだ実態として残していくという考えか、具体的な話とかありましたらお願いします。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

開発公社の土地の先行取得等についての具体的な予定はございませんけれども、今後新設事業、道路とかもあるかもしれませんので、その場合は土地開発公社自体が機動性がありますので、負債とかもあるわけではないし、塩漬けの土地もあるわけではありませんので、今後そういうことに対処するために存続させていきたいというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

今、具体的に先行取得はないということですね。もう一回お願いします。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

現在、具体的な予定はないところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、報告第1号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第21 委員会付託

○議長（品川義則君）

日程第21. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（品川義則君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、予算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後1時55分 散会～